【第1号議案】

運営委員の承認について

魚沼市まちづくり委員会規約第11条第4項に基づき、以下の者を運営委員に指名したので、総会の承認を求めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 任期 |
| 近　貴行 | 令和4年4月1日から  令和6年3月31日まで |
| 酒井祐樹 |
| 関　和雄 |
| 瀧澤博忠 |
| 三友泰彦 |

（五十音順）

魚沼市まちづくり委員会規約（抜粋）

（運営委員会）

第11条　4　運営委員は、会長が指名し、総会で承認を得る。

5　運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

（事業年度）

第18条　委員会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。